



株 主 各 位

証券コード 7162
2022年6月10日

東京都品川区東五反田二丁目10番2号
アストマックス株式会社
代表取締役社長 本 多 弘 明

第10期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び株主様の安全確保の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会へのご来場を検討される株主様におかれましては、後掲する「新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせとお願い」をご参照のうえ、会場内の安全確保及び感染防止にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

書面またはインターネットによる議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁の「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月28日（火曜日）午後2時（受付開始 午後1時） |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー5階
ベルサール東京日本橋 Room 11
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |

当日ご出席の株主様へのお土産は、株主の皆様の公平性への配慮から、第8期定時株主総会より中止させていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

- (1) 第10期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第10期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

以上




- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「会社の体制及び方針」並びに「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.astmax.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.astmax.co.jp>) に掲載させていただきます。また、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた各種対応についても、同ウェブサイトにて掲載することによりお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせとお願い

- 当日は、登壇する役員及び事務局スタッフはマスクを着用させていただきます。
 - 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない可能性がございます。
 - 日ごろの健康状態にご留意いただき、特にご高齢の株主様や基礎疾患のある株主様、妊娠されている株主様におかれましては、くれぐれもご無理をなさらず、ご出席の見合わせもご検討ください。
 - ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用にご協力をお願いいたします。
 - 受付・会場内の複数個所に、手指消毒用の消毒液を設置いたしますので、ご利用ください。
 - その他、株主様の安全確保及び感染防止のために必要な措置を講じる場合がございます。
- 以上、ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

ご 推 奨		
書 面	インターネット	株主総会ご出席
		
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。	当社指定の議決権行使サイト (https://soukai.mizuho-tb.co.jp/) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。	同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。
	詳細は次頁をご参照ください。➡	※ご来場いただいても、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
行使期限	行使期限	株主総会開催日時
2022年6月27日(月) 午後5時30分までに到着	2022年6月27日(月) 午後5時30分までに行使	2022年6月28日(火) 午後2時

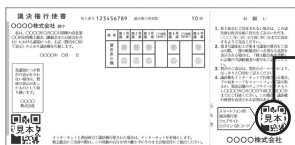
インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- ・同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

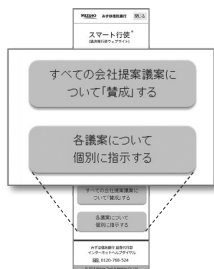
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

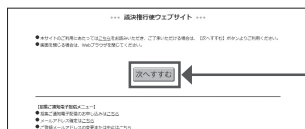
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

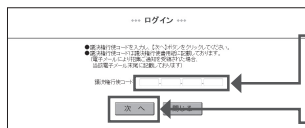
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

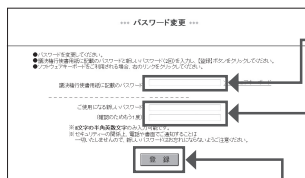
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524 受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

前連結会計年度後半に開始した蓄電池リースに関連する取引は、従来「小売事業」セグメントとして区分しておりましたが、経営管理区分の変更に伴い、当連結会計年度より「再生可能エネルギー関連事業」セグメントへ区分することに変更しており、当該変更の内容を反映させた組替え後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っています。

当社は、2021年11月に、2022年3月期から2025年3月期までを対象期間とする中期ビジョン「事業の深化と進化」を策定いたしました。2022年9月に創業30周年を迎える当社グループは、本中期ビジョンにおける3年半を第2の創業期と捉え、総合エネルギー事業会社への変革を加速化させ、会社の飛躍的な成長を図ってまいります。具体的には、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進と当社の強みをベースに、当社事業を深化・進化させ、GX（グリーントランスフォーメーション）に向けた優先的に取り組む事項を達成します。また、2025年3月期における定量的目標として、連結営業収益：200億円以上、税金等調整前当期純利益：7億円以上、1株当たり純資産額：500円以上、の3つを設定いたしました。中期ビジョンの進捗の報告については、決算短信や適時開示等で随時行ってまいります。

当社グループは、創業以来培ってきたノウハウを活用し、総合エネルギー事業をコアとし、金融及び市場取引分野において蓄積したノウハウを活用しつつ、事業を展開しております。

当連結会計年度の経営環境は以下のとおりです。

当連結会計年度（2021年4月1日～2022年3月31日）における我が国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症拡大により首都圏や関西圏等を中心に、2度の緊急事態宣言が発出され、その後解除された地域でもまん延防止等重点措置が続く等、一進一退を繰り返してきました。ワクチン接種率が全国的に上昇する中で感染者数が大幅に減少、さらに菅総理（当時）の自民党総裁選への立候補断念を受けて、岸田新総裁及び新内閣への期待が市場で高まり、9月には日経平均株価が終値として31年ぶりの高値となる30,670円をつけました。しかしながら、緊急事態宣言解除や岸田内閣の発足も強材料とはならず、堅調な上昇を続ける米国市場と比べると、力強さに欠ける展開となりました。ロシアによるウクライナ侵攻が開始されると、世界の物価高に拍車がかかる中、米国を中心とする金融引締めによる景気後退懸念と日米金利差の拡大が継続する見込み、日本が輸入に頼っているエネルギー及び資源価格の高騰、産業に必要な原材料の調達への支障懸念等を受けて、円と株が同時に売られる展開となり、2022年3月末の日経平均株価は27,821.43円と前連結会計年度末比4.7%の下落となりました。

当連結会計年度のセグメント毎の経営環境は以下のとおりです。

再生可能エネルギーを取り巻く環境については、2020年度の事業用太陽光発電のFIT価格は12円（税抜）、2021年度は11円（税抜）となり、250kW以上の設備については入札制度適用区分として定められております。また、2022年4月より、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が改正され、未稼働案件に対して運転開始期限設定を義務化する失効制度、市場連動型のFIP（Feed-in Premium）制度、源泉徴収的な外部積立を前提とした廃棄費用積立て制度、再生可能エネルギーポテンシャルを活かす系統増強等が示されました。

FIT価格は制度スタート時の40円（税抜）から大幅に低下しておりますが、前述のようにFIT制度に加え、FIP制度の導入、「パリ協定」や「持続可能な開発目標（SDGs）」、「RE100（事業で使用する電力を100%再生可能エネルギーで調達することを目標とする国際的なイニシアチブ）」「ESG（持続可能な世界の実現のために、企業の長期的成長に重要な環境（E）・社会（S）・ガバナンス（G）の3つの観点）」等、世界的に推進されている脱炭素社会を目指す動きは急速に広がりを見せてきております。我が国においても、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」や「エネルギー基本計画」等において、2050年までの温暖化ガス排出量実質ゼロ、S+3E（エネルギー政策の基本的視点。安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図るもの。）の原則に基づく再生可能エネルギーの主力電源化が政策目標とされています。しかしながら、ウクライナ情勢の影響によるエネルギー価格のさらなる高騰や脱ロシアの動き等により、脱炭素社会に向けた世界的な取り組みは一時的に不透明な展開となっております。

また、国内においては、再生可能エネルギーの増加に伴い、電力需給バランスの維持及び電力安定供給の必要性から出力抑制が発令される回数が年々増加しており、当連結会計年度における当社グループが保有する熊本県の発電所への発令回数は合計28回に及びました。2022年4月には他の電力管轄内においても出力抑制が発令されており、今後さらに増加する可能性があります。

電力市場においては、天候不順や燃料市場の高騰、再エネ電源の増加による既存発電施設の運用コスト増加等によって市場価格の変動リスクが高まっております。2021年1月には、複数の要因が重なったことによる電力需給のひっ迫により、電力スポット価格は一時200円台まで高騰しました。その後春先から夏にかけての電力価格は安定しましたが、世界的な燃料価格の上昇を受け秋以降は再び高騰し、2月にはウクライナ情勢を受けて一段高となり高値で推移しました。小売電気事業者や発電事業者の経営においても、電力市場価格の「リスク管理」の重要性が認識されており、電力取引のヘッジニーズは高い状態が続くものと考えられます。

商品市場においては、原油価格は、ワクチン普及に伴う経済活動の活発化による需要回復と世界的な金融緩和を受けた物価上昇観測により堅調に推移していましたが、ウクライナ情勢を受けて他の資源同様、大幅に上昇しました。貴金属価格は昨年度のような新型コロナウイルス感染症の影響による高騰は終わりましたが、同じくウクライナ情勢を受けて大幅高となっております。

電力小売業界では多くの小売電気事業者が参入した結果、顧客獲得に向けた価格競争は激化しており、昨年来業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。その中で2021年1月にかけて起きた前述の電力スポット価格高騰に続き、2021年10月以降もスポット価格は高水準で推移し、スポット市場からの電力調達を余儀なくされる小売電気事業者へ大きな打撃を与えることとなり、当該事業から撤退する企業や倒産する企業が続出しております。

このような市場環境等のもと、当連結会計年度における経営成績は次のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	2021年3月期 連結会計年度	2022年3月期 連結会計年度	増減	増減率(%)	増減の主要因ほか
営業収益	12,280	12,769	489	4.0	①電力取引関連事業 (+1,305) ②再生可能エネルギー関連事業 (△766) ③ディーリング事業 (△297) ④小売事業 (+238) ⑤アセット・マネジメント事業 (+14)
営業費用	12,017	12,241	223	1.9	①電力仕入の増加 (+903) ②再生可能エネルギー関連事業の外 注工事費の減少 (△642)
営業利益	262	527	265	101.0	
経常利益	95	324	229	239.4	①営業利益 (+265) ②持分法による投資損失の増加 (△40)
特別利益	312	21	△290	△93.1	前連結会計年度は鹿児島県内の太陽 光発電設備を譲渡したことによる特 別利益及び国庫補助金による特別利 益を計上
特別損失	137	11	△126	△91.5	前連結会計年度は国庫補助金にかか る固定資産圧縮損として特別損失を 計上
税金等調整前 当期純利益	270	334	64	23.9	
法人税等合計(注)1	138	206	68	49.4	
非支配株主に帰属する 当期純利益	10	1	△9	△89.3	
親会社株主に帰属する 当期純利益	121	127	6	5.0	

- (注) 1. 「法人税等合計」には、「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を含みます。
2. 当連結会計年度の営業収益における電力取引関連事業に係る増加の要因については、セグメント毎の経営成績及び取り組み状況 (2) 電力取引関連事業をご参照ください。

セグメント毎の経営成績及び取り組み状況は次のとおりです。

セグメント利益：電力取引関連事業のセグメント利益は、前年比増加しました。
セグメント損失：小売事業及びアセット・マネジメント事業のセグメント損失は、前年比増加しました。
再生可能エネルギー関連事業及びディーリング事業は、セグメント損失となりました。

(単位：百万円)

		2021年3月期 連結会計年度	2022年3月期 連結会計年度	増減	増減率(%)
再生可能エネルギー関連事業	営業収益	1,376	635	△741	△53.9
	セグメント損益	△1	△11	△9	－
電力取引関連事業	営業収益	10,083	11,502	1,418	14.1
	セグメント損益	302	875	572	189.5
小売事業	営業収益	146	391	244	166.9
	セグメント損益	△194	△234	△39	－
アセット・マネジメント事業	営業収益	133	148	14	11.0
	セグメント損益	△115	△159	△43	－
ディーリング事業	営業収益	641	343	△297	△46.4
	セグメント損益	203	△45	△248	－
その他 (注) 1	営業収益	29	23	△5	△19.9
	セグメント損益	△21	△19	1	－
調整額	営業収益	△131	△275	△144	－
	セグメント損益	△77	△81	△3	－
当期連結計算書類計上額	営業収益	12,280	12,769	489	4.0
	セグメント損益	95	324	229	239.4

(注) 1. 「その他」は、地方創生事業など、現時点で事業セグメント化されていない事業を示しています。

2. セグメント利益又は損失は、当連結会計年度の経常損益と調整を行っており、連結会社間の内部取引消去等の調整額が含まれております。各事業に帰属する特別利益及び特別損失は含んでおりません。

(1) 再生可能エネルギー関連事業

当事業は主に当社及びアストマックスえびの地熱株式会社（以下、「えびの地熱社」という。）が推進しております。再生可能エネルギーを取り巻く環境は前述のとおりですが、当社は当事業を通じて、更なる再生可能エネルギーの導入及び拡大に寄与する方針であり、2030年までに最大年間66,000トン（太陽光発電100MW相当）のCO2削減を目指しております。現時点においては、以下のとおり、継続的に再生可能エネルギー発電所の開発、取得、発電及び電気の供給（発電事業）、維持・運営管理（O&M事業）を行っております。また、PPA（需要家と発電事業者が長期間の電力購入契約（Power Purchase Agreement）を締結することで、初期投資不要で太陽光設備等を導入利用できるもの。）を中心とした自家消費モデルについて、企業や自治体への展開に取り組んでおります。

<太陽光発電事業>

当事業が従事した完工済みの案件は合計31.4MWであり、今後着工する案件は以下の①のとおり、1か所、2.1MWになります。

再エネ特措法の改正、競合他社の参入、優良案件の減少等、案件確保が容易ではない事業環境が引き続き想定されます。当事業では、長年に亘り培ってきた再生可能エネルギーに係わるノウハウとネットワークの力を活用して、今後は固定価格買取制度に頼らない、非FIT太陽光発電設備を用いたPPAの展開を中心に取り組んでまいります。また、併行して固定価格買取制度上のセカンダリー市場（完成した発電所の売買市場）での案件確保、保有している既存発電設備について譲渡を行うこと等を含め、事業ポートフォリオの一部入替を検討する等、期間利益を確保しつつ、FITモデルから非FITまたはFIPモデルへの転換により、事業採算性の向上に取り組んでまいります。

自社開発（建設中）：

- ① 栃木県大田原市 出力規模：約2.1MW 2024年5月完工予定
稼働後は当社が維持・運営管理（O&M事業）を行います。

自社開発（運転開始）：

当連結会計年度に運転開始した案件はありません。

セカンダリー市場：

新たな案件についても精査を行っております。

ポートフォリオの入替：

当連結会計年度に入替を実施した案件はありません。

維持・運営管理（O&M事業）：

当社が開発に携わった案件等16か所、合計29.5MWの太陽光発電所の維持・運営管理（O&M事業）を行っております。

<地熱発電事業等>

当事業では、ベースロード電源である地熱を利用した発電事業の取り組みも進めております。

宮崎県えびの市尾八重野地域では、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による「地熱資源開発調査事業費助成金交付事業」（以下、「助成事業」という。）の採択を受け、2MW規模の地熱発電の事業化を目指して、2016～2018年度に3本の調査井掘削を完了し、1号調査井及び3号調査井については自噴を確認、2号調査井については熱水資源の還元ゾーンとしての十分な能力を確認してまいりました。

この結果を受け、当社は、事業規模の計画拡大及び、最大49%までの範囲による第三者からの事業参画をより容易にすることを目的として、2019年5月に、新設分割により設立したえびの地熱社に、宮崎県えびの市における地熱開発事業の全てを承継させました。2020年3月には大和エナジー・インフラ株式会社とえびの地熱社との間で、事業収益の10%を分配する匿名組合契約を締結いたしました。なお、匿名組合出資と損益分配の開始は発電所の運転開始時となります。

その後、えびの地熱社では、2019年度助成事業として掘削した4号調査井についても自噴を確認しており、これまでの調査結果から計画規模を4.8MWに拡大し、発電所建設のための検討を進めております。また2021年3月には、JFEエンジニアリング株式会社とえびの地熱社との間で、事業損益の10%を分配する匿名組合契約を締結し、第一回匿名組合出資を受けました。なお、損益分配の開始は発電所の運転開始時となります。

なお、当初計画の2MW分については、発電設備等を電力系統に連系するための工事費負担金契約を九州電力株式会社との間で締結しており、2026年度の運転開始を予定しております。一方、計画規模拡大後の連系枠については、電源接続案件一括検討プロセス（系統連系希望者の間で、系統容量の増強工事費を共同負担することにより、効率的な系統整備等を図ることを目的とする手続）が、2021年12月に不成立のまま完了となりました。系統利用の在り方については様々な議論が進められており、ルールの見直しを含めた変更の可能性があるため、今後の動向を確認しながら引き続き系統確保に向けて、取り組んでまいります。

再生可能エネルギー関連事業では、前連結会計年度末に保有する発電所を譲渡したことによる売電収入の減少に加え、前述のとおり規模の大きい熊本県の発電所で合計28回（前年同期比6回増加）の出力抑制が発せられたことにより営業収益は前年同期間比減少しました。また、当事業では地熱開発を含む発電所の開発に係るコスト（建設コストを賄うための銀行借入に対する諸手数料や金利負担等）を負担しております。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は635百万円（前年同期間比741百万円（53.9%）の減少）、11百万円のセグメント損失（前年同期間は1百万円のセグメント損失）となりました。

(2) 電力取引関連事業

当事業では、小売電気事業者をサポートするために、電力取引の提供、需給管理業務を中心とした業務代行サービスの提供を行っております。

電力取引については、顧客の電力調達及びヘッジニーズに対応し、電力現物先渡取引、デリバティブ取引である電力スワップ取引、電力先物取引に取り組んでおります。電力取引の増加及び多様化に伴うリスク管理の重要性が高まっていることに鑑み、当社グループでは、リスク管理体制の強化も推進しております。前連結会計年度は、冬期に電力の需給がひっ迫したことを受け、ヘッジのための電力取引は増加しました。当連結会計年度においても電力取引ニーズは引き続き堅調であり、春夏に続き燃料価格の高騰を受けた秋以降の電力取引についても取引量は増加し、リスクを抑制しながら利益を確保しております。

業務代行サービスについては、既存顧客へ安定したサービスの提供をしながら、引き続き新規取引先を増やすべく、電力取引のリスク管理コンサルティング等新メニューを加え顧客ニーズにあったきめ細かいサービスの提案を行っております。2022年1月には日鉄ソリューションズ株式会社が販売開始する電力リスク管理システム「エネファロス」の開発にコンサルタントとして加わることを発表、2022年度以降の販売にも携わります。

なお、翌連結会計年度以降に受渡しが行われる電力現物先物取引は時価評価の対象ではありませんが、当該取引をヘッジする目的で行う電力先物取引はデリバティブ取引として時価評価の対象となります。電力先物取引のうち、一部取引所では取引所の規定によって3カ月以上の期間のポジションは限月が近付いた段階で決済され、より短い期間の新たなポジションに分割されます。これに伴う決済利益344百万円(純額)と、翌連結会計年度以降に限月を迎える電力先物取引の時価評価益82百万円(純額)は、翌連結会計年度以降に受渡しが行われる電力現物先物取引と同一の会計期間に認識されないため、当連結会計年度の連結損益計算書の営業収益及び電力取引関連事業セグメント利益を押し上げる要因となっております。

以上の結果、電力取引関連事業の当連結会計年度の営業収益は11,502百万円(前年同期間比1,418百万円(14.1%)の増加)となり、セグメント利益は875百万円(前年同期間比572百万円(189.5%)の増加)となりました。

(3) 小売事業

当事業は、主に当社及びアストマックス・エネルギー株式会社(以下「AEKK社」)が推進しております。

当社は、当社グループ内における業務効率化を目的として、2021年10月1日付にて、AEKK社を存続会社、アストマックス・エネルギー合同会社(以下、AEGK社)を消滅会社とする、連結子会社間の吸収合併を行いました。AEKK社はAEGK社の行っていた個人を中心とする低圧市場の顧客への電力・ガス販売を継承し、当社は特高・高圧市場の顧客への販売を行っております。

<電力小売事業>

AEKK社では「お客様のライフスタイルに合った電力プランが選べます」のキャッチフレーズの下、従来の2プランに加え、当連結会計年度前半に基本料金ゼロプラン、ナイトセイバープランの2つの新プランを発売し、これにより基本プランとして4つのプランのラインナップが揃うことになりました。また、当連結会計年度前半に実質再生可能エネルギーによる電力を100%供給する「プラス・グリーン」をリリースし、各基本プランにトッピングできるサービスを開始いたしました。一方、AEKK社の電気ブランドを「アストでんき」とし、その知名度を上げるべくSNSでの配信や検索サイトでのリスティング広告を開始しました。さらに、節電機器メーカーとの間で節電機器の販売代理店契約を締結し、低圧電力を利用する法人向けに節電機器とアストでんきの電力プランのセット販売を展開できる体制を整えました。

一方、前述の事業環境のとおり、小売電気事業者から撤退する企業や倒産する企業が続出している中、切替えを希望する顧客も多く、顧客を増加させる好機である一方、現在の市場状況下での新規顧客獲得は電力調達コストが高騰していることから逆ザヤによる採算悪化を避けるため、プランを限定して新規顧客獲得を行わざるを得ない状況となっております。

このような状況の中、2022年3月に受付を開始した新プラン「フリープラン」は市場連動型プランでありながら、市場価格と固定価格を自由に組み合わせることができるプランであり、特に太陽光発電や蓄電システムを導入し、家庭内のエネルギーマネジメントに興味のある顧客に適した、他社との差別化ができる当社独自の商品となります。今後もサービスの拡充と知名度の向上に努め、早期の黒字化を目指して取り組んでまいります。

<ガス小売事業>

当事業では、取次店候補である複数の企業と交渉を行っておりましたが、2021年1月からAEKK社を取次店のひとつとしてAEKK社の既存の電力顧客に対し電気とガスのセット販売キャンペーンを継続しております。

以上の結果、小売事業の当連結会計年度は、コスト先行となり、営業収益は391百万円（前年同期間比244百万円（166.9%）の増加）となり、234百万円のセグメント損失（前年同期間は194百万円のセグメント損失）となりました。

2021年4月に新たに設置した「新機能開発部門」は、当社が推進する総合エネルギー事業の様々な領域において、当部門が中心となって各事業部門との連携を図り、DXの推進や新しいビジネスモデルを組み立てていくことを業務目的としております。AI活用による需給管理や、発電／供給サイドの事業と販売／需要サイドの事業のアグリゲート（集約化）及び、双方のマッチングによる新たなサービスを展開すること等、独自性の高いビジネスフィールドを考えてまいります。

当連結会計年度においては、AI等を活用した電力の需要予測や太陽光発電出力予測等の需給管理、リスク管理の高度化に取り組んでおります。業務代行サービスを提供している既存顧客の電力需要予測及び太陽光発電出力予測に関して、AIによる予測精度向上を確認し、順次、自動システム化に取り組んでおります。また、AI・IoTを活用した生活空間におけるサービスプラットフォーム事業を展開する、株式会社LiveSmartの「LiveSmart for Business」と連携した、電力小売事業で販売している「フリープラン」向けのシステム開発を行っております。今後は、電力需給調整や再エネ価値向上等に資する系統用蓄電池による蓄電事業への展開を検討しております。

(4) アセット・マネジメント事業

アストマックス・ファンド・マネジメント株式会社（以下、「AFM社」という。）においては、学校法人東京理科大学が主に出資する大学発ベンチャーキャピタルファンドの営業者としてファンド運営業務等を担う他、2020年3月以降、新たなファンドの運用業務も受託しております。

PayPayアセットマネジメント株式会社（以下、「PPAM社」という。）においては、世界的な株式相場の上昇及び円安ドル高の進行局面では、投資家の間で利益確定目的での解約や満期償還に伴う資金流出が見られた他、適格機関投資家向けの新規設定私募投信への資金流入が伸び悩みました。一方、世界的な物価上昇の流れを受けて米国を中心とする金融引締めが加速すると、債券・金利ものを敬遠しての解約と、円安ドル高進行に伴うドル建て投資の私募投信の利益確定目的での解約が見られました。2022年3月末時点の運用資産残高合計は前連結会計年度末比約687億円減少の2,445億円となりました。このため、PPAM社の営業収益は前年同期間比減少を続けており、当社の連結決算上は営業外損益として取り込まれる持分法による投資損益はマイナスとなりました。

一方、AFM社が営業者として運用しているファンドは順調に運用資産を増加させており、当セグメントの営業収益に計上する運用報酬額も増加しております。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は148百万円（前年同期間比14百万円（11.0%）の増加、持分法適用関連会社のPPAM社の営業収益は含まず）となり、159百万円のセグメント損失（前年同期間は115百万円のセグメント損失）となりました。

PPAM社では、機関投資家向けビジネス、個人投資家向けビジネス共に、拡大に向けた取り組みがこれまでのところ当初計画より大幅に遅れております。しかしながら、機関投資家等の運用成果に貢献すると共に、年金基金等の中長期の投資対象となりうるファンド組成をタイムリーに行っていくことに注力しつつ、同時に投資信託の販売会社等との協業も強化することによって運用資産残高の積み上げに努め、収益基盤の拡充にも取り組んでおります。また、PPAM社ではこれまでの主力事業である機関投資家向けビジネスに加え、個人投資家向けビジネスについても一層の強化を図るべく、投資未経験者を含む個人投資家に向けて、ネット取引に加え対面型営業による長期積立型投資信託事業の展開も進めております。

(5) ディーリング事業

当事業は、当社が推進し、OSE、TOCOM、CME、ICE、INE等、国内外の主要取引所において商品先物を中心に、株価指数等の金融先物を取引対象とした自己勘定取引を行っております。

当連結会計年度における原油市場の動きは、一時的にマイナス価格をつける等大きく価格変動した前年同期間に比べ堅調に推移し、裁定取引の機会はやや減少しました。貴金属の裁定取引においても、前連結会計年度に乖離が多かった市場間の値差は一部を除き理論値からの乖離が減少し、裁定取引の機会も減少しました。ウクライナ情勢による商品の暴騰時は予期せぬリスクに備え取引を限定しました。市場間の値差が乖離する場面では利益につながる取引を継続したものの、全体としては取引機会の減少の影響が大きくなりました。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は343百万円（前年同期間比297百万円（46.4%）の減少）、セグメント損失は45百万円（前年同期間は203百万円のセグメント利益）となりました。

当事業では、今後も引き続き経費節減に努めると同時に、ディーリング資金の効率的な運用を行い引き続き収益力の強化を目指してまいります。

(6) その他（地方創生ほか）

当事業は報告セグメントとして独立しておりませんが、事業の状況について説明いたします。

当事業は北海道長万部町の「長万部地方創生事業」において、「町と東京理科大学の連携による再生可能エネルギーを活用した先進的アグリビジネス事業」の確立を目指し2017年11月に設立された長万部アグリ株式会社（以下、「アグリ社」という。）が主に推進しております。当社グループはアグリ社の設立当初より出資していましたが、2018年6月にアグリ社の第三者割当増資を引き受け、アグリ社は当社の子会社となりました。

アグリ社では、サンゴ及び焼成したホタテ貝殻のアルカリ培地を利用した新しい農法でミニトマトを生産・出荷しており、2020年2月にはアグリ社の「ENRICH MINI TOMATO（エンリッチミニトマト）」が、一般財団法人格付けジャパン研究機構が主催する格付け認証のミニトマト部門における総合評価において「データプレミアムNo1」の認証を取得いたしました。本「データプレミアムNo1」の認証期限は2024年まで延長され、また、2022年3月には、鈴木北海道知事が農場視察に来訪されました。

アグリ社では継続的に商品販売の機会を確保することを目的として、Eコマースプラットフォームを活用した販路拡大も進めております。これまでの「長万部アグリYahoo!店」等に加え2021年5月には「BASE店」を開店、SNS等を利用した情報発信によっても「ENRICH MINI TOMATO（エンリッチミニトマト）」及びトマトジュースの周知活動を行っております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束する中では、百貨店・ホテル・観光関連施設・飲食店等、既存のお客様への販売も再開した他、都内のイタリアンレストラン等の新規顧客も増加しておりますが、全体としては、ビニールハウスを暖める燃料費の高騰もあり、営業費用が営業収益を上回る状態が継続しております。

上記、セグメント利益又は損失は当該連結会計年度の経常利益と調整を行っており、セグメント間の内部取引消去等の調整額が含まれております。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資等につきましては、栃木県大田原市で推進している太陽光発電事業に対する投資（総額148百万円）等を行っております。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金をもって充ちいたしました。

4. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は2021年4月1日付にて、連結子会社であるアストマックス・トレーディング株式会社を吸収合併し、その権利義務の一切を承継いたしました。

5. 対処すべき課題

当社グループは今後更なる事業及び収益の持続的拡大を図るために、以下の課題に取り組んでまいります。

(優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題)

(1) 新たな事業への挑戦と事業モデルの構築

当社グループは、祖業のアセット・マネジメント事業、ディーリング事業に加え、そのノウハウを活かし2012年度以降、再生可能エネルギー関連事業や電力取引関連事業を展開しております。2021年3月期には既存ビジネスをさらに拡充するために小売事業（電力・ガス）を立ち上げましたが、今後も社会の変化のスピードに遅れることなく、社会的要請及び時代の方向性に即するために、一歩先の動きを見据えた事業展開をさらに進めていく必要があると考えています。

これらを実現するために、当社は、2021年11月に、2022年3月期から2025年3月期までを対象期間とする中期ビジョン「事業の深化と進化」を策定いたしました。2022年9月に創業30周年を迎える当社グループは、本中期ビジョンにおける3年半を第2の創業期と捉え、総合エネルギー事業会社への変革を加速化させ、会社の飛躍的な成長を図ってまいります。具体的には、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進と当社の強みをベースに、当社事業を深化・進化させ、GX（グリーントランスフォーメーション）に向けた優先的に取り組む事項を達成します。

優先して取り組む事項は以下の6項目です。

1. 『電力利用の新しい日常』を創造
2. 電気は『つくって、ためて、賢く使う』時代を先取り
3. 蓄電池を活用した事業・ビジネスの拡大
4. 地域電力設立の支援強化（地域脱炭素化の支援）
5. 小売電気事業者様向けマネジメントサービス提供型ビジネスの一層の拡大
6. ファンド等を活用した資金調達による再生可能エネルギーや蓄電池など脱炭素（カーボンニュートラル）社会に向けたインフラ投資の推進

これらの取り組みを推進するにあたり、所有する資産から収益を得るアセット型事業から電力に係る需給管理やリスク管理等各種マネジメントやオペレーションにより収益を得るノンアセット型の事業により重心を移していくことを指向しております。とりわけ、蓄電池については、脱炭素社会に向けて急速に拡大する再生可能エネルギーを効果的に活用するために重要な分野と認識しており、2021年2月より大型蓄電池を用いたエネルギーマネジメントサービスの提供を開始しております。

これらマネジメント／オペレーションサービスの確立及び継続的発展のためには、現行の電力関連事業（再生可能エネルギー関連、電力取引関連、小売）で培いつつあるノウハウはもとより、これまでディーリング事業で培ってきたトレーディングや各種マネジメント等に係るノウハウや、アセット・マネジメント事業で培ってきたアセットオーナーとのコミュニケーション、新規事業投資等に係るノウハウを最大限活用するとともに、ファンドを活用したエクイティファイナンス等も含めた資金調達手段の多様化、及びより一層のAIの活用等によるDXの推進、人的資本投資の拡充に取り組んでいくことが必要であると考えております。

なお、2025年3月期における定量的目標として、連結営業収益：200億円以上、税金等調整前当期純利益：7億円以上、1株当たり純資産額：500円以上、の3つを設定いたしました。

(2) 株主資本の充実と持続的な収益力の確保

総合エネルギー事業をコアとし、金融及び市場取引分野において蓄積したノウハウを活用しつつ、事業展開を進めている当社グループにとって、今後の新しい事業モデルを構築するためには、株主資本を充実させ企業体力を強化させることと持続的な収益力を確保していくことが最も重要な課題であります。事業展開の優先度を重視し、各セグメントに対する経営資源配分の最適化を図り、事業目標の進捗管理の強化と資金効率をさらに向上させることが必要であると考えています。人財育成等を含め、人的資源の一層の活用を通じて収益力の向上に取り組んでまいります。

また、企業体力を強化するためには収益力の向上に加え、継続的に経費構造を見直し経費率の改善も同時に進めることも重要であると考えております。引き続きコスト削減を徹底してまいります。

(3) 効率的かつ機動力のある体制の構築とリスク管理の高度化

上記の目標達成のためには、適材適所の人材配置と業務効率の向上を実現させる組織運営が必要であると考えております。特にDXを推進する上では、システム人材の拡充が課題であると認識しており、外部登用や社内の人材活用も含め積極的に取り組んでまいります。

また、当社は2021年1月28日開催の取締役会にて連結子会社であるアストマックス・トレーディング株式会社を吸収合併することを決議し、2021年4月1日付けで実施いたしました。持株会社体制を抜本的に見直し、これまで培ったガバナンス能力を引き続き発揮しつつ、親子会社の取締役会の併存による重複感の解消、意思決定の迅速化、柔軟な事業展開、経営資源の一層の有効活用により、業績の向上に努めております。

さらに、市場取引に係るリスク、信用リスク、流動性リスクに加え、セキュリティリスク、自然災害発生及び感染症拡大等に伴う事業継続に係るリスク等、当社グループの事業を取り巻くリスクは、今後、従来想定していない新たなカテゴリーのものも発生しうると考えられます。こうした事業を取り巻くリスクを迅速かつ的確に管理することの重要性を明確に認識し、不測の事態に備えたリスク管理体制の一層の強化に努めてまいります。

(その他の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題)

(1) 再生可能エネルギー関連事業における事業基盤の拡充

再生可能エネルギー関連事業においては、「持続可能な開発目標 (SDGs)」や国のエネルギー基本計画に鑑み、2030年までに最大年間66,000トン (太陽光発電100MW相当) のCO₂削減を目指しております。

本事業を取り巻く環境としては、再エネ特措法の改正、競合他社の参入、優良案件の減少等、案件確保が容易ではない状況が引き続き継続することが想定されます。こうした環境下、当社は、長年に亘り培ってきた再生可能エネルギーに係わるノウハウとネットワークの力を活用して、今後は固定価格買取制度に頼らない、非FIT太陽光発電設備を用いたPPAの展開を中心に取り組んでまいります。また、併行して固定価格買取制度上のセカンダリー市場 (完成した発電所の売買市場) での案件確保、保有している既存発電設備について譲渡を行うこと等を含め、事業ポートフォリオの一部入替を検討する等、期間利益を確保し、FITモデルから非FITまたはFIPモデルへの転換を図りながら、事業採算性の向上に取り組んでまいります。

その一方で、全国的に太陽光発電設備が増加したことにより九州地方において春や秋等電力をあまり必要としない時期に出力抑制が課される事態が増加してきており、2022年4月に入ってから従来出力抑制が実施されていなかった他のエリアにおいても出力抑制が課せられております。当社グループはこれまで以上に出力抑制が実施される可能性を十分に認識し、業務効率化や経費見直し等を行ってまいります。

地熱発電事業については長期に亘る事業ではありますが、既に宮崎県において調査井4本の掘削が完了し、そのうち3カ所において自噴を確認し事業化に向けて着実な前進を示しました。地熱発電事業は太陽光発電に比べリスクが高いことは認識しておりますが、再生可能エネルギー関連事業の新たな中核の一つとなるよう、潜在的なリスク検証も含め、パートナー企業とともに取り組みを加速・拡大させてまいります。なお、当初計画の2MW分については、発電設備等を電力系統に連系するための工事費負担金契約を九州電力株式会社との間で締結しており、2026年度の運転開始を予定しております。一方、計画規模拡大後の連系枠については、電源接続案件一括検討プロセス (系統連系希望者の間で、系統容量の増強工事費を共同負担することにより、効率的な系統整備等を図ることを目的とする手続) が、2021年12月に不成立のまま完了となりました。系統利用の在り方については様々な議論が進められており、ルールの見直しを含めた変更の可能性があるため、今後の動向を確認しながら引き続き系統確保に向けて、取り組んでまいります。

(2) 電力取引関連事業における収益力強化

電力取引関連事業においては小売電気事業者向けの業務代行の受注に加え、顧客の多様な電力調達ニーズに対応するため電力の仕入・販売に注力してきた結果、報告セグメントとして独立してから5年目となる2021年3月期及び2022年3月期は、2期連続して大幅なセグメント利益を計上することができました。しかしながら、事業をとりまく環境は2021年1月の電力需給ひっ迫に加え、2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻等によりエネルギー価格が高騰し、電力の仕入価格が販売価格を上回る状況が断続的に発生する等、当社の重要顧客である小売電気事業者にとっては厳しい事業環境となっております。現時点における当社電力取引関連事業への影響は不透明な面も多々ありますが、サービスの質の高さと独自のネットワークを武器として引き続き安定した顧客基盤の拡充を図り、一層の収益力の拡大と事業基盤の強化を目指してまいります。

(3) 小売事業の事業基盤の確立

当社グループは小売電気事業者を有するAEKK社を2020年4月に買収し、AEKK社を当社グループにおける小売電気事業のプラットフォームとして活用するとともに、2022年3月期から小売電気事業を積極的に展開しております。しかしながら、前述のとおり、小売電気事業者を取り巻く環境は厳しい状況に変化しており、AEKK社としても事業計画の見直しを行っております。このような状況の中、2022年4月から販売を開始した低圧顧客向けの電力プラン「フリープラン」は、電力の価格を変動料金と固定料金を組み合わせ、カスタムメイドな電気プランを実現できるプランであり、特に太陽光発電や蓄電システムを導入し、家庭内のエネルギーマネジメントに興味のある顧客に適しているものとしてスタートさせております。また、今後は本フリープランと各家庭の家電制御とデマンドレスポンスへの対応を可能とするデバイスを組み合わせることで、小売事業の付加価値を高めていきたいと考えております。なお、本デバイスは、当社グループが2020年12月に第三者割当増資を引き受け、業務提携契約を締結したAI・IoTを活用した生活空間におけるサービスプラットフォーム事業を展開するスタートアップ企業である株式会社LiveSmartが提供しております。高圧及び特別高圧の法人顧客に対しては、昨今大手電力会社が引き受けを停止していることもあり、これを当社グループにとってのビジネスチャンスと捉え、コーポレートPPAと蓄電池等を複合的に活用し、サービスを提供してまいりたいと考えております。

(4) アセット・マネジメント事業の収益基盤の拡充

当社グループのアセット・マネジメント事業を主として担っていたPPAM社が2度の株式譲渡を経て2020年3月期より当社の持分法適用関連会社となつて以降、PPAM社については、税引後当期純損益のうち当社の持分49.9%のみが、営業外損益としてアセット・マネジメント事業のセグメント損益に反映されることとなっております。

PPAM社の運用資産残高は2018年12月末の4,267億円のピークから1,800億円超減少しておりますが、同社では、この動きに歯止めをかけ、顧客の属性分散、商品開発力及び提供力の拡充等を含めた立て直しを迅速に実行するため、新たな人材の確保と組織体制の見直しを行い運用資産残高の回復に取り組んでおります。

また、個人投資家向けビジネスについては、「PayPayアセットマネジメント株式会社」への社名変更を契機にZホールディングス株式会社グループとの協働がさらに推進されております。

一方、現在当事業を主として推進しているAFM社では、学校法人東京理科大学が主に出資する大学発ベンチャーキャピタルファンドの営業者としてファンド運営業務等を担い、投資金額の順調な積み上げを継続しており、2020年3月末には新たなファンドの運用業務も受託しました。運用対象が拡大するに伴い、この運用業務を適切に行うと共に、ベンチャーキャピタルファンドについては、投資先企業の成長にも寄与できるよう、引き続き努力を継続してまいります。

(5) ディーリング事業の一層の効率化

ディーリング事業は、ここ数年にわたり、取引対象の拡大や取引インフラを整備し収益源の多様化と収益力の拡大を目指してまいりました。当事業は市場環境に左右される側面があり、現状の取引対象市場における市場規模は従来に比べ縮小してきている事実は否めない一方、取引にかかるコストは海外を中心に年々上昇していることから、引き続き管理部門の業務効率化やコストコントロールを積極的に行ってまいります。2020年度には原油と石油製品を除く商品先物が東京商品取引所から日本取引所グループ傘下の大阪取引所に移され、総合取引所が発足しましたが、期待した程の参加者の増加は未だ見受けられないものの、当社グループの得意とするリスク管理手法を用いて収益の最大化、利益率及び資本効率の向上を目指して事業展開を行ってまいります。

(6) 新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延を受けて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大も既に3年目に入り、当社グループにおいても業務システム導入等によるIT化やデジタル化を進めた結果、ニューノーマルな生活や勤務体制が一般化しつつあります。在宅勤務の利便性が確認できたと共に、リアルな時間や場所を共有できないことに伴う弊害についてもあらためて認識しつつ、ウイズコロナの時代において、ハイブリッドな勤務体制を維持しつつも当社の全てのステークホルダーにとっての最適解を導くべく、今後も様々な施策にトライしてまいります。

また、今後起こりうる別種のウイルス等による感染拡大や自然災害に対しての想定も必要となってくると考えております。

(7) コンプライアンスの徹底

上場企業として、再生可能エネルギー関連事業、電力取引関連事業、小売事業を展開し、グループ内に顧客資産の運用に携わる事業会社を擁する当社グループは、極めて公共性の高いビジネスの担い手であると強く認識しております。よって役職員一人一人に高いモラルが求められており、当社グループの全役職員に対して社内規程で法令等の遵守を求めると共に、誓約書を提出させております。コンプライアンスについては、継続的な啓蒙活動とチェックが必要であり、引き続きその徹底を図ってまいります。

(8) セキュリティ対策

当社グループでは、事業別に業務上の全てのデータにアクセス権を設定するだけでなく、情報にアクセスする場所やデバイスにおいても制限を施すことで、情報漏洩のリスクを低減させる取り組みを行っております。

その上で、役職員の高い意識が重要であるとの認識のもと、役職員全員を対象としたサイバー攻撃に関する訓練や研修を定期的実施しております。

今後も継続して役職員の啓蒙、意識の醸成に努めてまいります。

(9) IRの充実

当社グループの事業は複数で構成されているため、既存株主様や投資家からそれぞれの事業が分かり難いとのことをご意見をいただいております。IRについては、月次開示（当社グループが保有する発電所の売電状況と運用資産残高）、四半期決算の補足説明資料開示、年に2回のオンライン決算説明会、年次の株主通信の充実や、各種適時開示等にて、事業全体の関連性及び状態をより分かり易く可視化に努めております。今後もIRの一層の充実に取り組んでまいります。

6. 財産及び損益の状況の推移

	第7期 2019年3月期	第8期 2020年3月期	第9期 2021年3月期	第10期 (当連結会計年度) 2022年3月期
営業収益 (千円)	11,120,710	11,932,445	12,280,315	12,769,372
経常利益 (△ 損失) (千円)	130,831	△185,353	95,719	324,874
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	168,109	243,898	121,135	127,185
1株当たり 当期純利益 (円)	12.77	18.65	9.47	9.90
総資産 (千円)	13,167,404	13,526,584	11,923,018	13,121,761
純資産 (千円)	5,993,492	5,699,463	6,073,651	6,170,904

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
 2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
アストマックス・エナジー・サービス株式会社	99,000千円	100%	電力取引関連事業
アストマックスえびの地熱株式会社	10,000千円	100%	地下資源開発及び地熱開発事業
アストマックス・エネルギー株式会社	3,000千円	100%	小売事業

- (注) 1. アストマックス・エナジー・サービス株式会社は2021年11月25日に解散し、現在、清算手続き中であります。
 2. アストマックス・エネルギー株式会社とアストマックス・エネルギー合同会社は、2021年10月1日を効力発生日として、アストマックス・エネルギー株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

8. 主要な事業内容

事業部門	事業内容
再生可能エネルギー関連事業	再生可能エネルギー等を利用した発電及び電気の供給に関する事業を行っております。
電力取引関連事業	小売電気事業者をサポートするために、電力取引の提供、需給管理業務を中心とした業務代行サービスの提供を行っております。
小売事業	個人を中心とする低圧市場の顧客への電力販売及びガス販売を、AEKK社を通じて行っております。また、当社は特高・高圧市場の顧客への電力販売を行っております。
アセット・マネジメント事業	国内外の金融市場を中心とした顧客資産の運用業務に加え、ヘッジファンド、プライベートエクイティファンド等に投資を行うファンド・オブ・ファンズ業務、ベンチャー企業等に投資するベンチャーキャピタルファンドの運用業務を行い、国内機関投資家、国内個人投資家、国内年金基金及び海外投資家等の資産運用をPPAM社を通じて行っております。
ディーリング事業	国内外の主要取引所において商品先物を中心に、株価指数等の金融先物を取引対象とした自己勘定取引を行っております。

9. 主要な営業所

(1) 当 社

本 社	東京都品川区東五反田二丁目10番2号
-----	--------------------

(2) 子会社

アストマックス・エナジー・サービス株式会社	東京都品川区
アストマックスえびの地熱株式会社	宮崎県えびの市
アストマックス・エネルギー株式会社	東京都品川区

10. 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
58名	8名	42.27歳	8.82年

11. 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社高知銀行	1,961百万円
株式会社りそな銀行	197百万円
株式会社栃木銀行	168百万円
株式会社みずほ銀行	9百万円

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 36,000,000株
2. 発行済株式の総数 13,160,300株（自己株式301,896株を含む。）
3. 当期末株主数 3,809名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社大和証券グループ本社	2,260,100株	17.58%
有限会社啓尚企画	1,172,000株	9.11%
牛嶋英揚	652,199株	5.07%
山本純也	395,400株	3.08%
白木信一郎	370,000株	2.88%
小幡健太郎	319,886株	2.49%
山本美江	303,700株	2.36%
ガパンス・パートナーズ投資事業有限責任組合	259,900株	2.02%
楽天証券株式会社	208,500株	1.62%
小倉啓満	206,900株	1.61%

(注) 1. 当社は、自己株式301,896株を保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

- ・当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象に交付する譲渡制限付株式報酬であります。その報酬の総額は「IV 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。また、当社は、対象取締役との間で次の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結しております。

(1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者
取 締 役 (社外取締役を除く)	24,930株	2名

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等の発行状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	牛 嶋 英 揚	会長執行役員 くまもとんソーラープロジェクト株式会社 代表取締役社長 アストマックスえびの地熱株式会社 代表取締役社長
代表取締役社長	本 多 弘 明	社長執行役員 PayPayアセットマネジメント株式会社 取締役会長 長万部アグリ株式会社 代表取締役会長兼社長
取 締 役	橋 本 昌 司	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー GMOリサーチ株式会社 社外取締役 東急不動産リート・マネジメント株式会社 コンプライアンス委 員会 外部委員 大幸薬品株式会社 社外取締役
取 締 役	溝 淵 寛 明	—
常勤監査役	森 田 孝 彦	独立事業主 国内外小売業コンサルタント アストマックス・エナジー・サービス株式会社 監査役 PayPayアセットマネジメント株式会社 監査役 長万部アグリ株式会社 監査役
監 査 役	小 坂 義 人	株式会社オキサイド 社外監査役 信越化学工業株式会社 社外監査役 飛悠税理士法人 代表社員 株式会社ABCash Technologies 非常勤監査役
監 査 役	藤 本 邦 雄	—
監 査 役	細 川 健	行政書士オフィス細川 代表行政書士 大和証券ファシリティーズ株式会社 監査役 スカイファーム株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 橋本昌司、溝淵寛明の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 森田孝彦、小坂義人、藤本邦雄、細川健の4氏は社外監査役であります。
3. 取締役 橋本昌司、溝淵寛明及び監査役 森田孝彦、小坂義人、藤本邦雄、細川健の6氏は株式会社東京証券取引所スタンダード市場が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役 小坂義人氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(2022年3月31日現在)

役 名	氏 名	担当
常務執行役員	小 幡 健太郎	投資事業部門 部門長
常務執行役員	石 橋 正一郎	市場営業部門 部門長
執 行 役 員	嶋 崎 晃	電力・ガス小売事業部門 部門長
執 行 役 員	西 潟 しのぶ	経営管理部門 部門長
執 行 役 員	西 尾 亮	業務部門 部門長
執 行 役 員	森 川 健太郎	再生可能エネルギー関連事業部門 部門長
執 行 役 員	福 田 寿	新機能開発部門 部門長

- (注) 1. 役付執行役員については2022年6月28日付をもって役職を廃止する予定です。
 2. 常務執行役員石橋正一郎氏、執行役員福田寿氏は2022年6月28日付にて退任の予定です。

2. 責任限定契約の内容の概要

当会社と各非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、非業務執行取締役については金3百万円または法令が定める額のいずれか高い額、監査役については金2百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、その概要は、次のとおりです。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、および非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、2013年6月26日の株主総会にて年間報酬限度額の総額を定めており、取締役の報酬の総額の限度額は200百万円である。取締役報酬の総額は、報酬限度額の範囲で各事業年度後の経営内容、期間利益、事業計画の進捗状況等を踏まえて決定することを基本方針とする。各個人への配分については、役位を基とした額をベースに、経営及び業績への貢献度・責任等を考慮した額を支給することとする。

③ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、導入していない。

非金銭報酬等は、当社の取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2020年6月25日に開催された当社定時株主総会において、報酬限度額の範囲で、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議した。その総額は、年額20百万円以内である。各取締役（社外取締役を除く。）への具体的な配分については、取締役会において決定する。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬等は支給せず、固定報酬とは別に固定報酬の10%前後を一律で非金銭報酬等である譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるための報酬として支給するものとする。

⑤ 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定金銭報酬とする。非金銭報酬等は、譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるための報酬として払込期日に支給する。

(2)取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の総額は、2013年6月26日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役分は200百万円以内）と決議いただいております。また、社外取締役を除く各取締役に対しては、2020年6月25日開催の定時株主総会において、前述の報酬の総額の範囲内で、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しており、その総額は、年額200百万円以内であります。2013年6月26日開催の定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）で、2020年6月25日開催の定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役は2名）です。

監査役の報酬の総額は、2013年6月26日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3)取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に際しては、年複数回開催する指名・報酬諮問委員会において、取締役報酬額の妥当性、算定方法、取締役個人の成果及び具体的な取締役報酬額に関する審議を行い、決定内容を取締役会に答申し、答申を受けた取締役会が、審議の上、総額を決定することとしております。

当事業年度における各取締役の個人別の報酬額は、当社の経営全般を担当する社長執行役員である代表取締役社長 本多弘明が、2021年6月28日開催の取締役会において委任を受け決定しております。当該委任をした理由は、経営内容を踏まえ、取締役個人の成果について評価を行うには社長執行役員である代表取締役社長が最も適していると判断するためです。なお、当該各取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、前述の指名・報酬諮問委員会における審議内容を踏まえております。

(4)取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	79 (8)	72 (8)	—	7	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13 (13)	13 (13)	—	—	4 (4)

(注) 非金銭報酬等として取締役に株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、「Ⅱ 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

5. 社外役員等に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役 橋本昌司氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のパートナー、GMOリサーチ株式会社の社外取締役、東急不動産リート・マネジメント株式会社 コンプライアンス委員会の外部委員及び大幸薬品株式会社の社外取締役を兼職しております。当社は、橋本氏の兼職先である渥美坂井法律事務所・外国法共同事業から、橋本氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、同事務所と当社との間における取引額は僅少であります。橋本氏が兼職しているGMOリサーチ株式会社、東急不動産リート・マネジメント株式会社及び大幸薬品株式会社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

取締役 溝淵寛明氏は、他の法人等の業務執行者及び社外役員を兼職しておりません。

監査役 森田孝彦氏は、独立事業主 国内外小売業コンサルタントを兼職しております。森田氏が兼職している独立事業主 国内外小売業コンサルタントと当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

監査役 小坂義人氏は、株式会社オキサイドの社外監査役、信越化学工業株式会社の社外監査役、飛悠税理士法人の社員及び株式会社ABCash Technologiesの非常勤監査役を兼職しております。各法人等と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

監査役 藤本邦雄氏は、他の法人等の業務執行者及び社外役員を兼職しておりません。

監査役 細川健氏は、行政書士オフィス細川の代表行政書士、大和証券ファシリティーズ株式会社の監査役及びスカイファーム株式会社の社外監査役を兼職しております。細川氏が兼職している行政書士オフィス細川、大和証券ファシリティーズ株式会社及びスカイファーム株式会社と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	橋本昌司	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、主として弁護士としての専門的見地に基づき、経営から独立した客観的・中立的な立場で取締役会の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、そのほか、指名・報酬諮問委員会の構成員として、独立した客観的立場から取締役の選解任及び報酬額決定のプロセスに関与することで、当社のコーポレート・ガバナンス体制に寄与いただいております。
社外取締役	溝渕寛明	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、主として他社で培われた再生可能エネルギー分野等の深い識見、経営者としての見識をもとに、経営から独立した客観的・中立的な立場で取締役会の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、そのほか、業務を執行する取締役及び各担当執行役員との面談等を通じ、他社で培われた経営者としての見識をもとに、当社事業全般に関して広くアドバイスを行っていただいております。
社外監査役	森田孝彦	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、他社で会計実務及び会計システム構築に携わってきた経験や、独立事業主として業務改善等のコンサルティング業務に従事してきた経験を活かした発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、15回中15回出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。
社外監査役	小坂義人	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、主として公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、15回中15回出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。 そのほか、指名・報酬諮問委員会の構成員として、独立した客観的立場から取締役の選解任及び報酬額決定のプロセスに関与することで、当社のコーポレート・ガバナンス体制に寄与いただいております。
社外監査役	藤本邦雄	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、主として他社で培われた金融・財務に関する幅広い知識や企業経営者としての見識を活かした発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、15回中15回出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。
社外監査役	細川健	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、主として他社で培われた金融・財務に関する幅広い知識や企業経営者としての見識を活かした発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、15回中15回出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 会計監査人としての報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 33 百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の
財産上の利益の合計額 33 百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合のほか、当社監査役会が当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当し、改善の見込みがないと判断した場合、もしくは監督官庁から監査業務停止、契約違反等、当社の監査業務に重大な事態が生じた場合には、監査役会は取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

VI 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的に企業価値を高め、株主の皆様へ還元することが、企業として最も重要な課題であると考えており、剰余金の配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目処に、期末配当を年1回行うことを基本方針としております。

当期につきましては、業績並びに今後の経営環境等を考慮し、利益剰余金を原資として、1株当たり3円00銭の期末配当を実施いたします。

なお、特定の株主からの取得以外の自己の株式取得、欠損填補の範囲内の準備金減少、剰余金の処分については、当社の財務状況等を勘案し、必要に応じて適宜、対応を検討してまいります。

(本事業報告中の記載数字は、金額は単位未満切り捨て、比率その他は四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[6,821,821]	【流動負債】	[2,079,845]
現金及び預金	2,648,008	営業未払金	262,505
営業未収入金	449,836	短期借入金	176,603
リース債権	313,216	1年内返済予定の長期借入金	237,393
製品	3,463	1年内償還予定の社債	20,000
短期貸付金	70,000	自己先物取引差金	550,873
差入保証金	2,597,247	未払金	91,318
自己先物取引差金	572,072	未払費用	23,549
その他	172,563	未払法人税等	99,278
貸倒引当金	△4,586	賞与引当金	13,769
【固定資産】	[6,296,305]	インセンティブ給引当金	8,801
(有形固定資産)	(5,596,307)	訴訟損失引当金	23,000
建物及び構築物	250,629	その他	572,751
機械及び装置	2,306,447	【固定負債】	[4,871,011]
車両運搬具	771	社債	1,050,000
器具及び備品	11,952	長期借入金	2,086,096
土地	454,323	繰延税金負債	73,761
建設仮勘定	2,572,184	修繕引当金	89,848
(無形固定資産)	(28,680)	製品保証引当金	1,851
その他	28,680	資産除去債務	161,820
(投資その他の資産)	(671,317)	長期預り金	1,293,341
投資有価証券	582,693	その他	114,291
出資金	33,243	負債合計	6,950,857
長期差入保証金	55,112	純資産の部	
その他	268	【株主資本】	[5,595,080]
【繰延資産】	[3,633]	資本金	2,013,545
社債発行費	3,633	資本剰余金	2,910,943
		利益剰余金	763,146
		自己株式	△92,555
		【その他の包括利益累計額】	[6,627]
		その他有価証券評価差額金	6,627
		【非支配株主持分】	[569,196]
資産合計	13,121,761	純資産合計	6,170,904
		負債純資産合計	13,121,761

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		12,769,372
再生可能エネルギー関連事業収益	562,223	
電力取引関連事業収益	11,309,842	
小売事業収益	381,862	
アセット・マネジメント事業収益	148,280	
ディーリング事業収益	343,747	
その他の営業収益	23,416	
営業費用		12,241,517
営業利益		527,854
営業外収益		14,510
受取配当金	4,137	
受取手数料	5,040	
受取保険金	2,300	
補助金の収入	1,750	
その他の収入	1,282	
営業外費用		217,491
支持分法による利息損失	58,375	
その他の投資損失	155,103	
その他の損失	4,011	
経常利益		324,874
特別利益		21,504
投資有価証券売却益	21,504	
特別損失		11,749
固定資産除却損失	306	
災害による損失	11,000	
その他の損失	442	
税金等調整前当期純利益		334,629
法人税、住民税及び事業税	177,162	
法人税等調整額	29,117	
当期純利益		128,350
非支配株主に帰属する当期純利益		1,164
親会社株主に帰属する当期純利益		127,185

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	[5,928,729]	【流動負債】	[1,669,916]
現金及び預金	1,929,551	営業未払金	259,968
営業未収入金	293,264	短期借入金	159,333
関係会社営業未収入金	39,787	1年内返済予定の長期借入金	38,004
リース債権	313,216	1年内償還予定の社債	20,000
前渡金	13,420	自己先物取引差金	550,873
製品	2,680	未払金	89,555
前払費用	27,903	未払費用	13,708
差入保証金	2,597,247	未払法人税等	95,642
自己先物取引差金	572,072	前受金	189,402
関係会社未収入金	34,421	賞与引当金	13,305
関係会社未収収益	7,520	インセンティブ給引当金	8,801
関係会社短期貸付金	99,276	預り金	17,817
その他の	27,643	関係会社営業未払金	49
関係会社貸倒引当金	△29,276	関係会社未払金	30,065
【固定資産】	[3,020,125]	その他の	183,388
(有形固定資産)	(916,176)	【固定負債】	[1,452,088]
建物及び構築物	62,746	社債	1,050,000
機械及び装置	62,914	長期借入金	145,658
器具及び備品	11,633	長期前受金	13,419
車両運搬具	771	繰延税金負債	47,217
土地	454,529	修繕引当金	89,848
建設仮勘定	323,581	製品保証引当金	1,851
(無形固定資産)	(1,980)	長期預り保証金	81,829
電話加入権	439	資産除去債務	3,236
ソフトウェア	1,447	その他の	19,027
その他の	92	負債合計	3,122,004
(投資その他の資産)	(2,101,968)	純資産の部	
投資有価証券	483,046	【株主資本】	[5,825,259]
関係会社有価証券	849,727	資本金	2,013,545
関係会社株式	669,734	資本剰余金	1,960,679
出資金	33,259	資本準備金	1,013,545
長期差入保証金	54,672	その他資本剰余金	947,134
関係会社長期貸付金	270,000	利益剰余金	1,943,589
その他	130	その他利益剰余金	1,943,589
関係会社貸倒引倒金	△258,601	繰越利益剰余金	1,943,589
【繰延資産】	[3,633]	自己株式	△92,555
社債発行費	3,633	【評価・換算差額等】	[5,223]
		その他有価証券評価差額金	5,223
資産合計	8,952,488	純資産合計	5,830,483
		負債純資産合計	8,952,488

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		12,263,316
再生可能エネルギー関連事業収益	343,597	
電力取引関連事業収益	11,495,157	
小 売 事 業 収 益	29,028	
アセット・マネジメント事業収益	35,676	
デ ィ ー リ ン グ 事 業 収 益	343,747	
業 務 受 託 収 入	16,110	
営 業 費 用		11,617,468
営 業 利 益		645,848
営 業 外 収 益		21,636
受 取 利 息	1,165	
受 取 配 当 金	4,137	
関係会社貸倒引当金戻入額	10,178	
受 取 手 数	5,040	
そ の 他	1,115	
営 業 外 費 用		33,714
支 払 利 息	15,350	
社 債 利 息	13,900	
為 替 差 損	695	
そ の 他	3,766	
経 常 利 益		633,770
特 別 利 益		131,418
投 資 有 価 証 券 売 却 益	21,504	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	93,027	
関 係 会 社 清 算 益	16,886	
特 別 損 失		186,229
固 定 資 産 除 却 損	306	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	174,380	
災 害 に よ る 損 失	11,000	
そ の 他	542	
税 引 前 当 期 純 利 益		578,959
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	200,111	
法 人 税 等 調 整 額	35,638	
当 期 純 利 益		343,210

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

アストマックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴見 将史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アストマックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アストマックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

アストマックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴見 将史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アストマックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席（オンライン参加を含む）し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席（オンライン参加を含む）するほか、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

アストマックス株式会社 監査役会

常勤監査役 森 田 孝 彦 ㊟

監 査 役 小 坂 義 人 ㊟

監 査 役 藤 本 邦 雄 ㊟

監 査 役 細 川 健 ㊟

(注) 常勤監査役森田孝彦及び監査役小坂義人、監査役藤本邦雄、監査役細川健は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって現任の取締役4名全員が任期満了となりますので、取締役4名（重任4名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	うじま ひであき 牛嶋 英揚 (1955年7月3日生)	1978年4月 住友商事株式会社入社 1992年5月 同社 非鉄金属部部长付 銅マーケティング課長 1993年4月 旧アストマックス株式会社入社 常務取締役 1994年11月 同社 代表取締役常務 1998年5月 同社 代表取締役専務 2001年5月 同社 代表取締役社長 2010年7月 同社 代表取締役会長 2012年10月 当社 代表取締役会長 アストマックス・トレーディング株式会社 (旧アストマックス株式会社) 代表取締役社長 2013年9月 アストマックス・エナジー株式会社 代表取締役社長 2015年6月 くまもとんソーラープロジェクト株式会社 代表取締役社長 (現任) 2015年11月 アストマックス・エナジー・サービス株式会社 代表取締役社長 2019年5月 アストマックスえびの地熱株式会社 代表取締役社長 (現任) 2020年6月 当社 代表取締役会長執行役員 (現任)	652,199株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	ほんだ ひろあき 本多 弘明 (1956年10月4日生)	1979年4月 住友商事株式会社入社 財務部、英国駐在、為替資金部 1997年4月 同社 プロジェクトファイナンス部部長代理 2001年5月 ウエストドイッチェ・ランドスバンク東京支店 エグゼクティブディレクター 2003年2月 アストマックス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役社長 2006年6月 旧アストマックス株式会社 常務取締役 2007年6月 同社 専務取締役 2008年6月 同社 代表取締役専務 2010年7月 同社 代表取締役社長 2012年10月 当社 代表取締役社長 アストマックス投資顧問株式会社 代表取締役社長 2012年12月 ITCインベストメント・パートナーズ株式会社(現PayPayアセットマネジメント株式会社) 社外取締役 2013年4月 アストマックス投信投資顧問株式会社(現PayPayアセットマネジメント株式会社) 代表取締役社長 2017年6月 当社 代表取締役社長 人事担当役員 2019年7月 長万部アグリ株式会社 代表取締役会長 2020年6月 アストマックス投信投資顧問株式会社(現PayPayアセットマネジメント株式会社) 取締役会長(現任) 当社 代表取締役社長執行役員(現任) 2021年6月 長万部アグリ株式会社 代表取締役会長兼社長(現任)	158,599株
3	はしもと まさじ 橋本 昌司 (1967年7月14日生)	2000年4月 第一東京弁護士会弁護士登録 長谷川俊明法律事務所入所 2004年4月 三井安田法律事務所入所 2004年12月 リンクレーターズ法律事務所(現 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ) 入所 2006年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 非常勤講師 2007年1月 Allen & Gledhill LLP (シンガポール) 入所 2007年12月 Linklaters LLP (ロンドン) 入所 2008年6月 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ入所 2009年6月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業(現 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業) 入所 2010年12月 同 パートナー(現任) 2011年8月 T L Cタウンシップ株式会社(現 東急不動産リート・マネジメント株式会社) コンプライアンス委員会 外部委員(現任) 2014年3月 GMOリサーチ株式会社 社外取締役(現任) 2017年6月 当社 社外取締役(現任) 2019年2月 株式会社坪田ラボ 社外取締役 2020年6月 大幸薬品株式会社 社外取締役(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	みぞぶち ひろあき 溝 淵 寛 明 (1954年9月15日生)	1977年4月 住友商事株式会社入社 1996年11月 同社 サウジアラビア アルホバル事務所長 2002年9月 同社 エネルギー第二本部 エネルギー 事業部長 2004年7月 サミットエナジーホールディングス株式 会社 代表取締役社長 2007年4月 住友商事株式会社 理事 通信・環境・ 産業インフラ事業本部 副本部長 2010年4月 同社 執行役員 新事業推進本部長 2013年4月 同社 執行役員 九州沖縄ブロック長 住友商事九州株式会社 代表取締役社長 2017年1月 株式会社エナリス 執行役員 ビジネス 推進本部長 2020年6月 当社 社外取締役 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 橋本昌司氏及び溝淵寛明氏は社外取締役候補者であります。
3. 橋本昌司氏につきましては、弁護士として企業法務に関する経験・識見が豊富であり、当社固有の問題点のみならず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点から当社の経営を監督いただいております、引き続き当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与いただけることを期待し、社外取締役として選任するものであります。
4. 溝淵寛明氏につきましては、再生可能エネルギー分野等の当社事業に関わり合いの深い識見を有していることに加え、経営者としても豊富な経験を有しており、当社固有の問題点のみならず、幅広い視点から当社の経営を監督いただいております、引き続き当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与いただけることを期待し、社外取締役として選任するものであります。
5. 橋本昌司氏は、現在、当社の社外取締役であります、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
6. 溝淵寛明氏は、現在、当社の社外取締役であります、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 当社は橋本昌司氏及び溝淵寛明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金3百万円または法令が定める額のいずれが高い額としており、本総会において、両氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
8. 橋本昌司氏及び溝淵寛明氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は、独立役員としての届出を継続いたします。
9. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって現任の監査役藤本邦雄氏が任期満了となりますので、監査役1名（新任1名）の選任をお願いするものであります。尚、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
ひさたけ まさと 久武昌人 (1959年1月23日生)	1982年 通商産業省入省 1995年 通商産業研究所 シニアフェロー兼法令 審査委員 1996年 同所 研究主幹 1997年 資源エネルギー庁 石油企画官 1999年 京都大学経済研究所 助教授 2001年 経済産業省 通商政策局 情報調査課長 2003年 経済産業研究所 上席研究員兼研究調整 ディレクター 2006年 経済産業省 経済産業政策局 調査統計 部 参事官兼情報解析課長 2008年 東北大学公共政策大学院 教授 2010年 英ケンブリッジ大学 クレアホール ビ ジティングフェロー 2010年 東北大学 未来科学技術共同研究センタ ー 客員教授 2011年 蘭ティルブルグ大学 客員教授 2013年 経済産業省経済産業局 産業政策研究官 2014年 滋賀大学 特別招聘教授 2017年 千葉工業大学 主席研究員（現任）	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 久武昌人氏は社外監査役候補者であります。
3. 久武昌人氏は、経済産業省に長年在籍し、環境、経済、エネルギー等の分野について、行政における豊富な経験と高い見識を有していることに加え、現在は千葉工業大学の主席研究員を務められております。それらの知見を、当社の監査体制の強化に発揮いただけると判断したため、社外監査役として選任するものであります。
4. 当社は、久武昌人氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金2百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。
5. 久武昌人氏は東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として届け出る予定です。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー5階 ベルサール東京日本橋 Room 11



[会場への交通機関]

- | | |
|--------------------|---------------|
| 日本橋駅 (銀座線、東西線、浅草線) | B 6 出口直結 |
| 三越前駅 (半蔵門線、銀座線) | B 6 出口より徒歩 3分 |
| 東京駅 (JR線) | 八重洲北口より徒歩 6分 |

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。